平成２９年（フ）第２８３号
岐阜市岩崎237番地５（駒井誠方）
債務者　駒井商店こと　駒井　浩一
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１２８２号
名古屋市中村区椿町８番７号　セントラル寮512号
債務者　大吉　雅生
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０６号
大津市和邇今宿910番地の２　第２西山ハイツ203号
債務者　佐貫　正晴
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４６号
滋賀県甲賀市水口町春日43番地39
債務者　林　　広
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６０号
滋賀県栗東市川辺463番地11、前住所滋賀県栗東市御園1028番地　西17―103
債務者　立花　樹里
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８０号
滋賀県守山市今宿１丁目１番８―201号
債務者　守田　淳子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９４号
大津市中庄２丁目３番27号
債務者　松村喜美男
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９５号
大津市中庄２丁目３番27号
債務者　松村　泰子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９９号
大津市本堅田２丁目５番31号、前住所大津市堅田２丁目１番３－１号　龍湖寮Ｃ棟101号室
債務者　赤松　勇樹
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０７号
兵庫県加古川市平岡町新在家941番地の１　フェリーチェ202号
債務者　濱本　春雄
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４２４号
兵庫県姫路市飾磨区上野田４丁目89番地11
債務者　有本ゆかり（旧姓江田）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４２５号
兵庫県姫路市勝原区丁483―１Ｂｅｌｌ　Ｓｏｌｅｉｌ　104、住民票上の住所兵庫県赤穂市御崎31番地
債務者　坂口　友紀
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４３６号
兵庫県姫路市大津区新町２―45スマイル平松107号、住民票上の住所兵庫県相生市佐方１丁目12番５号
債務者　はりま楽器こと　北條　一也
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９８号
鳥取県米子市上後藤３丁目９番48号
債務者　足立　桂子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第７５７号
広島市安佐北区可部南２丁目15番60―205号
債務者　冨士原早人
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７号
福岡県飯塚市鯰田1594番地７　鯰田団地２棟204号
債務者　長谷部小百合
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１００号
福岡県飯塚市潤野885番地20　市営潤野住宅４棟15号
債務者　掛田　麻実
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部